

非侵襲的光学皮膚カロテノイド量測定装置一式賃貸借に係る質問及び回答

- Q1 仕様書 項目 3 支払方法につきまして
仕様書 項目 3 支払方法に記載あります①②につきましては、賃貸借総額の 60 分の 1 の金額の 5 回分を①の期間で支払い、賃貸借総額の 60 分の 1 の金額の 55 回分を②の期間で毎月支払って頂く形でよろしかったでしょうか。
- A1 お見込みのとおりです。
- Q2 仕様書 項目 4 仕様につきまして
仕様書 項目 4 仕様にございます持ち運び用ハードケースにつきまして、物件を納品場所以外に使用されるという認識でよろしいでしょうか。
- A2 物品を納品場所以外でも使用する予定です。
- Q3 持ち出しが行われる場合も動産総合保険を附保するという認識でよろしかったでしょうか。あらかじめ持ち出し場所をご教示頂けないと動産総合保険が適応できない場合がございます。
- A3 県保健所や、市町の健康づくり主管課等が様々な場所（イベント会場等）で使用することを想定していますので、持ち出しが行われる場合にも動産総合保険を附保してください。持ち出し場所については、本契約時において未定ですので、対応できる動産総合保険の附保をお願いします。
- Q4 入札公示 項目 12 入札又は開札の取消し又は延期による損害につきまして
入札公示 項目 12 入札又は開札の取消し又は延期による損害に記載がございます天災、電子入札システムの不具合、その他やむを得ない事由がある場合以外の損害は入札者の負担という認識でよろしいでしょうか。
- A4 個別具体的な判断とはなりますが、入札公告に掲げる入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担となります。
- Q5 賃貸借契約につきまして
この度の賃貸借契約につきまして、無償譲渡契約でよろしいでしょうか。その場合は固定資産税はリース料金に含めないという認識でよろしいでしょうか。
- A5 本契約は、無償譲渡契約ではありませんので、固定資産の申告義務及び納税義務は貸主にあります。県が固定資産税を納税することはありませんので、それを加味した賃借料としてください。

- Q6 賃貸借契約終了後の物件撤去費につきまして、
無償譲渡契約ではない場合、賃貸借契約終了後の物件撤去につきまして、本契約で取
扱いが無いという認識でよろしいでしょうか。また物件撤去がある場合はリース料金
に含めないという認識でよろしいでしょうか。
- A6 県の負担により物件を貸主に返却しますので、物件撤去費用は賃借料に含めないでく
ださい。
- Q7 物件撤去につきまして
物件撤去を行う場合は物件を 1 か所にまとめて頂き、引き上げのみを行う形でよろし
いでしょうか。
- A7 県の負担により物件を貸主に返却します。
- Q8 保守につきまして
保守込リースではないという認識でよろしいでしょうか。
- A8 保守込ではありません。
- Q9 契約書（案）又は（雛形）を入札前に開示頂けますか。
- A9 契約書の案及び雛形は入札前に開示しておりません。
- Q10 リース終了後の物件引揚費用はリース会社の負担となりますか。
- A10 物件返却費用は県の負担です。
- Q11 世界的な半導体不足の影響等、リース会社の責に帰することが出来ない理由により納
期遅延となった場合、損害賠償請求や違約金請求を行わず、契約期間変更等別途協議に
応じてもらえますか。
- A11 個別具体的な判断となりますので、別途協議します。
- Q12 予算の減額又は削減により契約が中途解約された場合、損害賠償など別途協議となり
ますか。過去に中途解約された事例はありますか。
- A12 個別具体的な判断となりますので、別途協議します。また過去に中途解約された事例
は不明です。
- Q13 今回の機器は契約期間終了後、再リースの予定ですか。
- A13 賃貸借契約期間満了の際、貸主に物件を返却します。